

令和7年度答申第1号
令和8年3月24日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市行政不服審査会
会長 尾内 隆之 印

答申書の交付について（通知）

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく
下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号 : 令和7年度諮問第1号
事 件 名 : 難病者援護金支給停止処分に対する審査請求に係る諮問

諮問番号 令和7年度諮問第1号

答申番号 令和7年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対し、令和7年7月7日付けで、令和7年4月分から令和8年3月分までの難病者援護金について、松戸市難病者援護金支給条例（昭和48年松戸市条例第20号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により松戸市難病者援護金支給停止決定（松戸市指令第298-424。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、本件処分の取消しを求めた事案である。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

同一住所でも別世帯の届け出を松戸市役所に提出してあり家計も別で生活している。

2 処分庁の弁明

処分庁は、おおむね次の弁明をしている。

- (1) 本件においては、請求人と同居する親族の市民税所得割額を、松戸市難病者援護金支給条例施行規則（昭和48年松戸市規則第12号。以下「規則」という。）第2条における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割の規定に基づき算定したところ、101,000円を超えていた。具体的な算定過程は以下のとおりである。

ア 親族の給与収入5,531,649円から、給与所得控除1,549,249円を控除し、給与所得金額を3,982,400円とする。

イ この給与所得から、同法第314条の2による基礎控除430,000円、社会保険料控除873,609円、生命保険料控除59,614円の合計

1,363,223円を控除する。これにより、課税標準額は2,619,177円となるが、同法により千円未満を切り捨て、課税標準額を2,619,000円とする。

ウ 次に、この課税標準額に、同法第314条の3第1項に定める市町村民税の所得割税率6%を乗じ、算出税額を157,140円とする。

エ さらに、同法に基づき寄附金控除等の税額控除38,101円を差し引いた結果、市民税所得割額は119,039円となる。

以上により、請求人と同一住所に居住する親族の市民税所得割額が、条例第5条第1項に定める支給の制限額101,000円を上回ることが確認できたため、令和7年4月分から令和8年3月分までの難病者援護金（以下「援護金」という。）の支給を停止する決定を行ったものである。

(2) 請求人と親族は、市民課へ世帯分離の届出をしており、形式的には住民票上の世帯を分けているものの、住民基本台帳法上の世帯分離は、あくまで住所変更をせずに世帯の構成を分けるための手続きである。

一方で、援護金の支給における世帯分離は、難病者援護金が療養者及びその保護者の経済的負担を軽減し生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、条例及び規則において「療養者及び療養者と生計を一にする者」の市民税所得割額を基準にして支給の可否を決定していることからすると、住民基本台帳法上の世帯区分や生計同一性とは性質を異にするものであることから、市民課への届出にかかわらず実際の生活実態に基づいて行われるべきである。

請求人からは、実態として独立した生計を営んでいることや、同一家屋に起居していないことを裏付ける具体的な説明や資料は示されていない。

そのため、国税庁の所得税基本通達2-47(2)が定める「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」には該当せず、請求人と親族は「生計を一にする」と推認するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法及び不当な点はなく、本件審査請求は理由がないため、棄却されるべきである。

第4 審査庁の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見と同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 認定事実

(1) 請求人は、令和〇年〇月〇日、処分庁に対し、次の内容の記載のある

松戸市難病者援護金支給申請書を提出し、受給資格の認定を求める申請を行った。

「支給申請に当たり、療養者が本制度を利用する間、私に係る市民税の課税状況を調査（閲覧・資料の提供を受けること等）することに同意します。」

「世帯員名 ○○○○」

(2) 処分庁は、令和○年○月○日付けで、請求人に対して、援護金の受給資格を認定し、次の内容の松戸市難病者援護金認定通知書（同日付松戸市指令第○○○号－○○）で通知した。

ア 支給開始年月 令和元年7月

イ 支給金額 月額5,000円

(3) ○○○○（請求人の姪。以下「姪」という。）は、本件処分当時に請求人と同一住所（松戸市稔台一丁目53番地の8）に居住していた。

(4) 姪の令和6年1月から12月までの給与収入等は次のとおりであった。

ア 給与収入	5,531,649円
イ 給与所得	3,982,400円
ウ 基礎控除	430,000円
エ 社会保険料控除	873,609円
オ 新生命保険料支払額	11,612円
カ 介護医療保険料支払額	28,004円
キ 新個人年金保険料支払額	171,456円
ク 生命保険料控除額	59,614円
ケ 課税標準額（千円未満切り捨て）	2,619,000円
コ 算出税額（前記ケの額×0.06）	157,140円
サ 調整控除（地方税法第314条の6）	1,500円
シ 寄付金税額控除（地方税法第314条の7）	36,601円
ス 差引所得割額	119,039円

(5) 処分庁は、令和7年7月7日付けで、請求人に対し、令和7年4月分から令和8年3月分までの援護金の支給を停止する本件処分を行った。

(6) 請求人は、令和7年7月30日、本件審査請求を提起した。

(7) 審理員は、令和7年10月15日、行政不服審査法第36条の規定により、処分庁に対して以下の質問をした。

ア 質問事項（1）

「住民基本台帳法上の世帯分離は、あくまで住所変更をせずに世帯の構成を分けるための手続きである（略）」及び「難病者援護金の支給

における世帯分離は、難病者援護金が療養者及びその保護者の経済的負担を軽減し生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、条例及び規則において「療養者及び療養者と生計を一にする者」の市民税所得割額を基準にして支給の可否を決定していることからすると、住民基本台帳法上の世帯区分や生計同一性とは性質を異にするものである（略）」と弁明書で主張されていますが、住民基本台帳法上の「世帯」の定義や世帯分離手続きの意義とどのように比較して、上記の主張に至ったのか教えてください。」

イ 質問事項（２）

「生計を一にする」の定義について、御庁が根拠とされている国税庁の所得税基本通達によると、２－４ ７(1)で「勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。（以下略）」、(2)で「親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。」とありますが、本件処分を行うに当たって２－４ ７(1)に該当する者がいるか、請求人と住所に居住している者が(2)の「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」に該当していないか、どのように調査・確認をされたのか教えてください。」

(8) 処分庁は、令和 7 年 1 1 月 4 日付けで、前記(7)の質問に対し、次の回答をした。

ア 質問事項（１）について

「世帯」の定義は、住民基本台帳法を含め、法律上明確に定められているわけではありませんが、一般的には「住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者」とされており（総務省統計局ホームページ、世帯・家族の属性に関する用語参照）、世帯分離は、住居と生計を共にしている人の集まりを分離することと考えます。

住民基本台帳法上の世帯分離は、世帯内の世帯員を世帯主とする新たな住民票を作成するものですが、運用上、「居住と生計を共にする社会生活上の単位を世帯としているので、この要件を満たしていれば分離することはできないが、事実生計を別にしていれば分離することも可能である。」（住民基本台帳法関連の実例(昭和 4 9 年 4 月 1 8 日東京都行政部指導課)（略））とされており、事実生計の別の判断については、所管課の裁量が大きくなっております。

これに対し、税法における「生計を一にする」という基準については、「親族が同一の家屋に起居している場合には明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする」（国税庁の所得税基本通達第2-47(2)）とされ、同一の家屋に起居している場合は、原則として生計を一にすると判断すべきことが明確にされております。

このように、世帯分離手続の意義において、税法における「生計を一にする」という基準が、より明確に示されていることに鑑みて、所管する業務において収集した情報を基に具体的な判定を経た際に異なる結論に至りうる可能性があるため、弁明書3頁5(2)イで示した主張に至りました。」

イ 質問事項(2)について

「本件については、審査請求人からの申告、処分庁による住民基本台帳の調査等に鑑み、「勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合」であるとの想定がなされないため、通達第2-47(1)に該当する者がいるかどうかについては、調査を実施しておりません。

これに対し、通達第2-47(2)の「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」に該当しないか、については、審査請求人及びその姪である〇〇〇〇についても基準世帯員として課税確認の同意があることに基づき、令和7年7月1日に同世帯の調査を実施し、審査請求人とその姪である〇〇〇〇が同一住所に登録されていることが確認されたことを受け、「同一の家屋に起居している場合」と推定しました。

その上で、令和7年7月23日に同世帯に電話で「世帯員同一の家屋に起居している」ことについて直接確認した際に、審査請求人から「2世帯住宅で、水道光熱費を分けている」等、同一家屋が物理的に行き来できないような特別な事情があると認められるような主張ができなかったことから、「明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合」には該当しないと判定しました。」

2 制度の概要

(1) 条例

ア 条例は、療養者に援護金を支給することにより、療養者及びその保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としている（条例第1条）。

イ 条例第4条第1項第2号は、同項第1号に掲げる療養者以外の療養者にかかる援護金の額を月額5,000円と定めている。

ウ 条例第5条第1項は、「療養者及び療養者と生計を一にする者（以下「基準世帯員」という。）のうち、規則で定めるところにより算出した市民税の所得割額が101,000円以上である者が存する場合には、その年の4月から翌年の3月までは、援護金を支給しないものとする」と規定している。

エ 援護金の支給を受けようとする者は、受給資格の認定を受けなければならない（条例第6条第1項）。

(2) 規則

規則第2条第1項は、条例第5条第1項の市民税の所得割額について、地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（所得により課する市町村民税）の額を基礎として算出する旨を規定している。

(3) 地方税法及び所得税法等

ア 地方税法第292条第1項第5号は、給与所得について「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう」と規定している。

イ 地方税法第313条の第1項は、「所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする」と定め、同条第2項は、「前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとする」と規定している。

ウ 所得税法第28条第4項は、「その年中の給与の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする」と規定している。

所得税法別表第五は、「給与等の金額」が5,528,000円以上

5,532,000円未満の場合、「給与所得控除後の給与等の金額」（当該給与等に係る給与所得の金額）を3,982,400円と規定している。

エ 地方税法第314条の2第2項本文は、「市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る金額を控除するものとする」と規定している。

同項第1号は「当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合」の基礎控除額を「四十三万円」と規定している。

同項第3号は社会保険料控除について、同項第5号は生命保険料控除について規定している。

オ 地方税法第20条の4の2第1項は、「地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる」と規定している。

カ 地方税法第314条の3は、「所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六（略）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする」と規定している。

キ 国税庁所得税基本通達2-47は、「法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。」としており、同通達2-47(2)において、「親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。」としている。

3 あてはめ

(1) 基準世帯員の該当性等について

本件処分は、規則で定めるところにより算出した姪の市民税の所得割額が101,000円以上であることを根拠としているところ、前記第3の1(2)のとおり、請求人は、処分庁が姪を条例第5条第1項に規定する基準世帯員に該当するとして本件処分をした点に不服を述べていると解されるので、以下検討する。

前記2(1)、(2)並びに(3)ア及びイのとおり、条例第5条第1項が市民税の所得割額の算出について規則で定めるとし、規則第2条が地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（所得により課する市町村民税）の額を基礎として算出する旨を規定し、地方税法第292条第1項第5号は給与所得を所得税法第28条第1項に規定する給与所得と定義し、地方税法第313条第2項が総所得金額について所得税法等により算定する旨を規定していることからすると、条例第5条第1項の「生計を一にする」旨の規定と、所得税法中の「生計を一にする」旨の規定には親和性があり、「生計を一にする」（条例第5条第1項）かどうかの判断について、国税庁所得税基本通達2-47（前記2(3)キ）に沿って行うこ

とには合理性がある。

前記1(3)のとおり、本件処分時において、請求人は、姪と同一家屋に起居しており、特段明らかにお互いに独立した生活を営んでいるという事情も見当たらないことから、姪が請求人と生計を一にし、基準世帯員に該当するとした処分庁の判断に裁量の逸脱濫用があるとは認められない。

(2) 姪の税額について

姪の令和6年1月から12月までの給与収入、社会保険料控除の額、新生命保険料支払額、介護医療保険支払額、新個人年金保険料支払額及び寄付金税額控除額は前記1(4)のとおりであることから、規則、地方税法及び所得税法に基づいて計算すると、以下のとおり、姪の市民税の所得割額は119,039円となる。

(計算)

ア 給与収入	5,531,649円
イ 給与所得(所得税法別表第5)	3,982,400円
ウ 基礎控除	430,000円
エ 地方税法第314条の2第1項第3号にかかるもの 社会保険料控除	873,609円
オ 地方税法第314条の2第1項第5号にかかるもの (ア) 新生命保険料支払額	11,612円
同号イ(1)(i)の規定に基づく控除額	11,612円
(イ) 介護医療保険料支払額	28,004円
同号ロ(2)の規定に基づく控除額 (12,000円を超え32,000円以下である場合) 12,000円 + (28,004円 - 12,000円) × 1/2 = 20,002円	
(ウ) 新個人年金保険料支払額	171,456円
同号ハ(1)(iv)の規定に基づく控除額	28,000円
(I) 前記(ア)から(ウ)までの控除額の合計	59,614円
カ 課税標準額 3,982,400円(前記イ) - 430,000円(前記ウ) - 873,609円(前記エ) - 59,614円(前記オ(I)) = 2,619,177円 (地方税法第20条の4の2第1項の規定により千円未満切り捨て)	2,619,000円
キ 算出税額(前記カの額 × 0.06)	157,140円
ク 調整控除(地方税法第314条の6)	1,500円
ケ 寄付金税額控除(地方税法第314条の7)	36,601円

コ 差引所得割額

157,140 円（前記キ）－1,500 円（前記ク）－36,601 円（前記ケ）＝
119,039 円

よって、令和6年1月から12月までの姪の市民税の所得割額119,039円は、条例第5条第1項で定める101,000円以上であることから、同項に基づき請求人にかかる援護金の支給を令和7年4月分から令和8年3月分まで停止することに違法又は不当な点は認められない。

(3) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和8年 1月 8日 審査庁からの諮問

令和8年 2月16日 審議

令和8年 3月24日 審議

以上